

欧州共同体商標意匠庁、欧州連合商標規則施行により欧州連合知的財産庁へ

2016年3月22日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、欧州連合商標規則（以下「EU商標規則」という。）が3月23日に施行されることに伴い、OHIMの名称が欧州連合知的財産庁（EUIPO）に改称される等、本施行に伴う情報について同庁のウェブサイトで公表した。なお、本情報によれば、本ウェブサイトは、本施行に伴うアップデートにより、施行日前日（3月22日）の一日間は利用不可とされている。

欧州における商標制度改革については、昨年12月、欧州議会により、共同体商標規則の改正を含む商標制度改革パッケージ法案が採択され、EU商標規則が3月23日に施行されることとなっている。本改正により、OHIMからEUIPOへの改称や、共同体商標の名称の欧州連合商標（EUTM）への改称、EUTMに係る料金の変更等といった変更がなされる予定である。

【OHIMのウェブサイトより抜粋（2016年3月21日）】

“The new EU trade mark Regulation enters into force March 23: Find out what you need to know  
Read more about the new EU trade mark Regulation and how it affects the Office, including information on our change of name , renewals, and fee changes.  
Our website will be unavailable tomorrow, March 22, to fully implement the changes.”

— 商標制度改革パッケージ法案に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —  
[欧州議会が商標制度改革パッケージ法案を承認、EUの商標制度改革へ\(2015年12月16日\)](#)  
[\(PDF\)](#)

(以上)